

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について」
新旧対照表

新	旧
目次	目次
第一章 総則(第1条—第 <u>6</u> 条)	第一章 総則(第1条—第 <u>5</u> 条の2)
第二章 安全の確保及び取引等の適正化(第 <u>7</u> 条—第 <u>15</u> 条)	第二章 安全の確保及び取引等の適正化(第 <u>6</u> 条—第 <u>15</u> 条)
第三章 生活関連物資の確保(第 <u>16</u> 条—第 <u>20</u> 条)	第三章 生活関連物資の確保(第 <u>16</u> 条—第 <u>20</u> 条)
第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け(第 <u>21</u> 条—第 <u>25</u> 条)	第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け(第 <u>21</u> 条—第 <u>25</u> 条)
第五章 消費者啓発、消費者の申出等(第 <u>26</u> 条—第 <u>29</u> 条)	第五章 消費者啓発、消費者の申出等(第 <u>26</u> 条—第 <u>29</u> 条)
第六章 消費生活審議会(第 <u>30</u> 条—第 <u>34</u> 条)	第六章 消費生活審議会(第 <u>30</u> 条—第 <u>34</u> 条)
第七章 雜則(第 <u>35</u> 条—第 <u>37</u> 条)	第七章 雜則(第 <u>35</u> 条—第 <u>37</u> 条)
附則	附則
第1条～第5条の2 (略)	第1条～第5条の2 (略)
(消費者基本計画)	第二章 安全の確保及び取引等の適正化
第6条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。	
2 消費者基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一 消費者施策の大綱	
二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項	
3 知事は、消費者基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、消費生活審議会の意見を聴かなければならない。	
4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、遅	

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について」

新旧対照表

新	旧
<p><u>滞なく、これを公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>第二章 安全の確保及び取引等の適正化</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>第二章 安全の確保及び取引等の適正化</u></p> <p><u>(事業者の危害防止義務)</u></p>
<p><u>第6条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</u></p>	<p><u>第6条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。</u></p>
<p><u>第7条 削除</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>第7条 削除</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>(立入調査等)</u></p> <p><u>第9条 知事は、第7条第2項の指導若しくは助言又は前条第1項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること</u></p>	<p><u>第8条 (略)</u></p> <p><u>(立入調査等)</u></p> <p><u>第9条 知事は、第6条第2項の指導若しくは助言又は前条第1項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること</u></p>

「福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について」

新旧対照表

新	旧
ができる。 2～5 (略)	ができる。 2～5 (略)
第10条～第11条 (略) (県基準の設定) 第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、消費生活審議会の意見を聴いて、法令に違反しない限り第10条各号に掲げる事項について、事業者が守るべき基準を定めることができる。	第10条～第11条 (略) (県基準の設定) 第12条 知事は、特に必要があると認めるときは、消費生活審議会の意見をきいて、法令に違反しない限り第10条各号に掲げる事項について、事業者が守るべき基準を定めることができる。
2 (略)	2. (略)
第13条～第18条 (略) (売渡しの指示又は勧告) 第19条 (略) 2 知事は、前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかつたときは、消費生活審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し売渡しをすべきことを勧告することができる。 3 (略)	第13条～第18条 (略) (売渡しの指示又は勧告) 第19条 (略) 2 知事は、前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかつたときは、消費生活審議会の意見をきいて、当該事業者に対し売渡しをすべきことを勧告することができる。 3 (略)
第20条～第37条 (略) 附則（平成7年条例第17号）～附則（平成25年条例第55号） (略) <u>附則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する</u>	第20条～第37条 (略) 附則（平成7年条例第17号）～附則（平成25年条例第55号） (略)